

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2023 年 5 月 (2023.4.18～2023.5.22)

法令情報

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

＜法律第 32 号＞ (2023. 5. 19 公布、3 か月以内施行他)

この法律は、日本の産業構造・社会構造を変革し脱炭素成長型経済構造^{※1}へ移行していくために新たに創られた法律で、先に閣議決定された「GX^{※2}実現に向けた基本方針」に基づき、政府は GX 経済移行債発行や GX 推進機構の設立等の施策を講じていきます。事業者に対しては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めることを求めています(法第 5 条)。

※1 産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより経済成長を可能とする経済構造

※2 グリーントランスフォーメーション＝化石エネルギー中心の産業構造・社会構造からクリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造への転換

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210004/20230210004.html>

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

2. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜法律第 22 号＞ (2023. 5. 8 公布、2 年以内施行)

この法律は、日本又は外国における違法伐採及び、違法伐採木材の流通が地球温暖化や自然環境等へ影響を及ぼすおそれがあることを鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る規制を講じています。施行から 5 年が経過し、これまでの施行状況を踏まえた改正が行われました。合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準(法第 6 条)に基づく対応が求められる木材関連事業者に小売事業者(業種は今後規定予定)を新たに追加、また製材事業者や輸入事業者等の木材関連事業者が立木の販売者や木材輸入事業者から木材等の譲受け等をする場合に合法性の確認を義務付けます。

当該木材関連事業者に適用されます。

＜参考＞農水省ホームページ <https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/>

3. 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

＜厚生労働省令第 69 号＞ (2023. 4. 21 公布、同日施行他)

特定化学物質障害予防規則(特化則)に基づく作業場への有害性等の揭示の対象物質については、これまで同規則第 38 条の 3 で規定された特定化学物質の一部に限定されていましたが、今回の改正で全ての特定化学物質に拡大されました(2023. 10. 1 施行)。その他、有機溶剤中毒予防規則における揭示方法について、最新のデジタル技術等を活用するため、揭示方法を限定しない改正が行われました。

当該物質を製造又は取扱う事業者に適用されます。

＜参考＞厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32274.html

4-1. 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 ＜厚生労働省告示第 177 号＞ (2023. 4. 27 公布、2024. 4. 1 適用開始)

-2. 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

＜厚生労働省技術上の指針公示第 24 号＞ (同上)

-3. 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針

＜厚生労働省危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 4 号＞ (同上)

2024. 4. 1 施行の改正安衛則第 12 条の 5 で新たに規定されるリスクアセスメント対象物において、その一部の物質については、労働者が屋内作業場で当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下となるよう、事業者は措置を講じなければなりません(則第 577 条の 2 第 2 項)。今回、濃度基準値が設定される物質とその基準値が示されました(-1)。また、技術上の指針では、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法等について定められました(-2)。(-3 は -1、-2 の改正に伴う所要の改正です。)

当該物質を製造又は取扱い等する事業者に適用されます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220419&Mode=1>

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32871.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2021年度 土壤汚染対策法の施行状況 及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

(2023. 4. 28環境省)

土対法に基づく土壤汚染調査結果報告件数は 1, 415 件(前年度比+73)行われ、条項別で見ると、第 3 条 530 件(同+33)、第 4 条 672 件(同+45)、第 5 条 0 件(同±0)、第 14 条 211 件(同▲6)で、第 3 条、第 4 条調査が増加しました。報告結果から要措置区域に指定された件数は 74 件(同+14)、形質変更時要届出区域に指定された件数は 456 件(同▲2)でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01532.html

2. プラスチック資源循環促進法に基づく事業者の再資源化に係る初めての認定を行いました

(2023. 4. 19経産省)

経産省及び環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、自主回収・再資源化事業計画(法第 39 条)及び再資源化事業計画(法第 48 条)の申請のあった 3 事業社に対して初めての認定を行いました。認定を受けた事業者は、計画の範囲において、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となり、製造・販売事業者自らによる回収など柔軟な再資源化を実施することができます。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230419001/20230419001.html>

3. 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルの改訂について (2023. 4. 21 環境省)

2020年の改正大防法等の内容を反映させた改訂が行われました。特定建築材料の範囲拡大、事前調査方法の信頼性の確保、罰則の強化・対象拡大等の内容や、前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映などが行われました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01500.html

4. 低振動型圧縮機の型式指定について (2023. 4. 25環境省)

2022. 12. 1 施行の改正振動規制法施行令において、規制対象となる原動機の定格出力が 7. 5kW 以上の圧縮機のうち、環境大臣が指定する振動が一定限度以下のものについては規制対象外となりました。今回、**規制対象外の低振動型圧縮機**として 6, 768 型式の指定が行われました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01513.html

公募情報

1. 2023 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来

水素活用推進事業）のうち、「再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業」の公募開始について （2023. 5. 8 環境省）

本事業は、太陽光などの再エネ由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入、再エネ由来水素サプライチェーンの構築に必要な機器（水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット及び水素吸蔵合金等）を導入する経費の一部を補助するものです。公募期限は 2023. 10. 27 です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01561.html

2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用

設備等導入促進事業）の 2022 年度補正予算二次公募及び（プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業）の 2023 年度一次公募について （2023. 5. 19 環境省）

この事業は、使用済製品等のリサイクルの促進や、従来の化石資源由来プラスチックから再生可能資源由来素材への代替及びこれらのプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図る設備導入への支援事業を実施します。対象事業は、省 CO2 型プラスチック高度リサイクル設備導入事業、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省 CO2 型製造設備導入事業並びに金属破碎・選別設備導入事業等です。公募期限は 2023. 6. 16 です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01595.html

3. 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での

脱炭素化先行モデル創出事業の公募開始について （2023. 5. 22 環境省）

本事業は、寒冷地や多雪地域で熱利用設備又は再エネ発電設備を活用し、先進的な CO2 削減モデルを構築するために行う事業「計画策定事業」及び「設備等導入事業」に対して支援を行うことを目的としています。公募期限は 2023. 6. 30 です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01613.html

以 上